

# 令和4年度糸島市商工会利子補給助成事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 本要綱は、市内商工業者の事業資金借入に係る支払利息の一部を補助することにより、経営の安定を図るとともに商工業者の育成及び振興に寄与するため、借入者に対して交付する糸島市商工会利子補給補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (補助の対象となる事業資金)

第2条 補助の対象となる事業は次の各号の事業資金とする。

- 2 糸島市内で起業する方、または起業後1年以内の方が、令和3年度に(株)日本政策金融公庫から借入れた起業に伴う資金。
- 3 糸島市内で行う事業用の資金として、令和3年度に(株)日本政策金融公庫福岡西支店から借入れまたは借換えた小規模事業者経営改善資金。

## (補助の対象者)

第3条 補助の対象者は、第2条の事業資金を利用した者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 2 糸島市税に滞納が無い者。
- 3 借入後、1ヶ月を超える返済の遅れが無い者。
- 4 申請時点で糸島市内で事業を継続している者。

## (補助対象外)

第4条 前条の要綱にかかわらず、補助対象者が、次の各項のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- 2 補助対象者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）と認められるとき。
- 3 補助対象者が行う事業の経営又は運営に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- 4 補助対象者が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき
- 5 補助対象者が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- 6 補助対象者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 7 その他商工会長が不相当と認めるとき。

(補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助金の金額及び補助限度額は次のとおりとする。

- 2 原則、令和3年度中に借入した第2条の各号の資金に係る最大1年間の支払利息。
- 3 上限5万円。但し、補助金請求時の補助金予算の範囲内とする。

(補助対象となる利息の対象期間)

第6条 補助対象となる支払利息の対象期間は、次の期間とする。

- 2 令和3年度の貸付実行日から1年経過する日までの最終の支払期日までとする。但し対象期間は、令和5年2月末日までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる必要書類を令和5年3月10日までに商工会長へ提出しなければならない。

- (1) 糸島市商工会利子補給申請書(様式第1号)
- (2) 糸島市が発行する市税に滞納がないことの証明
- (3) 事業の継続が確認できる書類(確定申告書・請求書など)

(補助金の交付決定)

第8条 商工会長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、糸島市商工会利子補給交付決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助金を請求しようとする者は、次に掲げる必要書類を令和5年3月10日までに商工会長へ提出しなければならない。

- (1) 糸島市商工会利子補給交付決定通知書(様式第2号)
- (2) 糸島市商工会利子補給請求書(様式第3号)
- (3) 振込口座の写し(表紙及び1ページ目)

(補助金の交付等)

第10条 商工会長は、前条の請求書類を受理した時は、これを審査し、適当であると認めるときは補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第 11 条 商工会長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る補助金交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 2 補助金の交付の目的または条件に違反したとき。
- 3 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は事業実施について不正の行為があったとき。
- 4 その他、この要綱に違反したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。